

米沢市立病院診療材料等の一括購入及び物品管理業務(院外型SPD)プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要領は、院内診療材料について、院内物品管理の効率化、材料購入費削減を推進し、経営の改善を図るため、診療材料の購入業務及び物品管理業務を外部委託するに当たり、その契約の交渉を行う者を公募型プロポーザル(企画提案)方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

診療材料等の一括購入及び物品管理業務(院外型SPD)

3 履行場所

米沢市立病院
山形県米沢市相生町6番36号

4 目的

院内物流管理の効率化と診療材料費購入費削減のため

5 病院の概要

建物規模	地上8階 地下1階
病床数(一般)	263床(令和6年4月1日現在)
病床区分	8病棟(7対1病棟 6棟, 集中治療センター1棟、HCU1棟)
年間手術件数	2, 568件(令和5年度実績)
外来診療科目数	38診療科
入院患者数(1日平均)	216.2人(令和6年4月実績)
外来患者数(1日平均)	503.3人(令和6年4月実績)
診療材料管理箇所数	1箇所(4階物品倉庫)
診療材料等アイテム数	3, 889品目(令和5年度購入診療材料アイテム数) ※部署在庫品、非在庫品のアイテム数の合計
診療材料費予算額	768, 000, 000円(令和6年度予算額)

6 契約期間

- (1) 契約履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)
- (2) 準備期間 令和6年10月(契約締結日)から令和7年3月31日まで
業務開始には、物品管理システムの設置や、スタッフ研修等の事前準備が必要となるため、(2)の準備期間を定める。なお、準備期間中の経費は業者が負担し、業務委託料に

は含まない。

7 業務の仕様

別紙「診療材料等の一括購入及び物品管理業務(院外型 SPD)に係る仕様書」のとおり

8 業務委託料の上限額

年額 12,000,000円(消費税及び地方消費税額を含まず)

9 参加資格及び条件

プロポーザルに参加できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 民会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでない者。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規定(平成6年3月31日告示66号)に基づく、本市の指名停止期間中でないこと。
- (5) 東北管内で病床200床程度の急性期病院のうち、3施設以上でSPD業務の運用実績があり、運用中の施設間で各種データ比較が可能な者。
- (6) 対象業務に対応する種目について、米沢市契約規則(昭和53年米沢市規則第5号)第23条第2項に規定する米沢市指名競争入札参加者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録されている者であること。

ただし、登録簿に登録されていない者については、参加表明期限の日までに本業務に係る参加資格審査申請書等の必要書類を提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。

10 プロポーザルに要する費用

本プロポーザルに要する費用(提出書類作成費、交通費等)は、全て提案者の負担とする。

11 委託業者の選定方法

本業務の委託業者は、公募型プロポーザル(企画提案)方式で選定する。

プロポーザルの流れは、概ね次のとおりとする。

- (1) 本実施要項に基づき、提案者からの提出書類を受け付ける。

- (2) 提案者からの提出書類について一次審査(書類審査)を行い、優れた内容の提案を行った3者を選定して二次審査を行う。なお、提案者が3者以下の場合は、提案者全者による二次審査を行う。
- (3) 二次審査として、提案書に基づくプレゼンテーションを受け、審査委員の審査を経て受託候補者を決定する。
- (4) 一次、二次審査は非公開とし、選考結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

12 提出する提案書類等

別紙「提出書類チェックリスト」に従い、提案書類を提出すること。

13 提出書類

- (1) 部数 10部
- (2) 期限 令和6年9月20日(金)午後5時まで必着
- (3) 提出先 〒992-8502 山形県米沢市相生町6番36号
米沢市立病院 事務局総務課 用度担当
- (4) 提出方法 持参又は郵送
- (5) 二次審査 令和6年10月3日(木)を予定
一次審査を通過した業者に対し、個別に詳細を通知する。

14 本プロポーザルに関する質問及び回答

(1) 質問書の様式

本質問は、様式13「質問書」の提出により行うこと。

(2) 質問書の提出

- 提出期限 令和6年9月6日(金) 午後5時まで
- 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXで提出し、郵送の場合は提出期限必着のこと。郵送、電子メール又はFAXで提出した場合は、当院が質問書を受け取ったことを確認するため、下記担当まで電話連絡(平日午前8時30分から午後5時15分まで)すること。
- 提出先 事務局総務課用度担当
Email bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp
Fax 0238-22-2876

(3) 回答方法

米沢市立病院のホームページ(<http://yonezawa-city-hospital.jp>)に令和6年9月13日まで随時回答する。

なお、質問者の氏名等は記載しない。

15 データの配布について

提案書に記載する診療材料の価格削減計画について、提案者に具体的な提案を行わせるために、必要に応じて当院からデータを配布する。

配布方法は、下記18に記載する担当者とデータの受け渡し方法を協議すること。ただし、データの受け渡し前に当院と様式16「機密保持契約書」を締結しなければならない。

尚、配布するデータは、下記のとおりとする。

・令和5年度購買データ(購入単価表、棚番設定部署、購入物品名、数量及び、金額)
(令和5年11月に新病院にて運用開始したため、旧病院の実績データが混在していることに留意すること。)

・令和6年度購買データ(購入単価表、棚番設定部署、購入物品名、年間数量及び、年間金額)

・各部署定数設定状況(令和6年8月時点)

配布可能期間:令和6年8月30日(金)から令和6年9月13日(金)午後5時15分まで

16 提案者の失格

提案者が次のいずれに該当する場合は失格とする。

- ・本プロポーザル実施要項「9 参加資格及び条件」の要件を満たさなくなった場合
- ・提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- ・契約の履行が困難と認められる状態に至った場合

17 その他

- (1) 提案者一者につき、一提案とする。
- (2) 提出書類は、提出後の追加、変更等を原則として認めない。ただし、記載漏れや不備等の軽微なものについては、補正を求める場合がある。
- (3) 提出された提出書類の返却は行わない。
- (4) 提出書類の知的所有権は、提案者に所属する。ただし、選定作業等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、米沢市情報公開条例(平成12年米沢市条例第39条)に基づき提出書類を開示する場合がある。
- (5) 当院は、受託候補者と業務内容について協議を行い、協議が整った場合に、改めて受託候補者と契約を締結するものとする。

ただし、条件に隔たりが発生した場合、失格事項が判明した場合又は受託候補者が辞退した場合等、当該協議が不調となった場合は、次点者と同様の協議を行う。この場合において、受託候補者及び次点者に生じる損害において、当院は一切の責任を負わないものとする。

18 問い合わせ先(担当者)

米沢市立病院 事務局総務課 用度担当 安部・原田

TEL 0238-22-2450(内線 2471) Fax 0238-22-2876

Email bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

19 実施スケジュール

内容	日程
本プロポーザルの公告	令和6年8月30日(金)
質問の受付期間	令和6年8月30日(金)から 令和6年9月6日(金)まで
質問の回答	令和6年9月13日(金)まで(随時回答)
参加表明書の提出期限	令和6年9月20日(金)
一次審査結果通知	令和6年9月25日(水)(予定)
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年10月3日(木)(予定)
選定結果通知	令和6年10月10日(木)(予定)

別表 評価基準

一次審査

No	項目	評価のポイント	配点
1	経営状況	・SPD 事業が経済的に安定して継続出来る見込みであるか。経営状況の安定性を評価	【20】
2	他病院 SPD 契約実績	・SPD 事業（院外 SPD）が他病院にて実績を上げているか。 契約施設数及び規模により、運営体制・ノウハウを評価する。	【20】
3	管理体制（管理責任者）	・業務責任者の業務経験実績と責任者が長期不在時の業務へのフォロー体制が構築されているか。 (200 床以上の病院での SPD 業務経験が 3 年以上の者又は診療材料の流通業務経験が 3 年以上の者)	【10】
4	業務委託料	・見積金額が提案内容に対して、適正であるか。 当院の経営に対する貢献度を評価する。	【50】

二次審査

No	項目	評価のポイント	配点	
1	業務遂行体制	① S P D の運用	・購入データ分析に基づく各部署定数管理の実施 ・診療材料の安定供給 (院外倉庫の詳細、消費～請求～配送～納品までの運用) ・病院職員の業務負担軽減への寄与	【10】
		② 物品マスタ管理	・診療材マスタの整備、各種データの更新 (価格、品番、規格、人数、償還価格等を最新状態に維持、更新) ・医事請求（保険償還）漏れのチェック機能 (医事マスタの管理)	【5】

		③ 診療材料一括購入	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格、購入数量等のデータ比較、分析が可能なベンチマークシステムを備えているか ・同種同効品の集約、同効安価品への切替等、 効率的な購入への取組	【10】
		④ 物品品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・院内に余剰品、死蔵品を発生させない為の取組 (棚卸、未使用品チェック等) ・院内に欠品が発生した際のフォロー体制 ・物品のリコール、不良品の発生時や規格変更、終売となった際の情報共有対応 	【15】
		⑤ 準備期間・導入スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始前の準備期間に向けた体制 (導入スケジュール、運用マニュアルの整備、事前研修、説明会の開催) 	【10】
2	診療材料費削減	① 価格削減計画	<ul style="list-style-type: none"> ・適正購入価格に向けた価格交渉等の実施 ・提案される価格削減計画の内容に具体性はあるか(目標や達成への取組) 	【30】
		② 病院取組への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月実施される診療材料委員会等の関係会議への参加、データ提供等の協力 ・当院で企画立案した診療材料費削減の取組への協力体制 	【5】
3	その他	① 大規模災害時等、緊急時の診療材料供給体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時等、緊急時の診療材料供給体制が構築されているか。 ・SPD 院外倉庫が被災した場合、緊急時の診療材料供給体制が構築されているか 	【10】
		② セールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の評価項目以外の独自提案、セールスポイント 	【5】